

③既存の制度、大学における取組等



「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —



平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

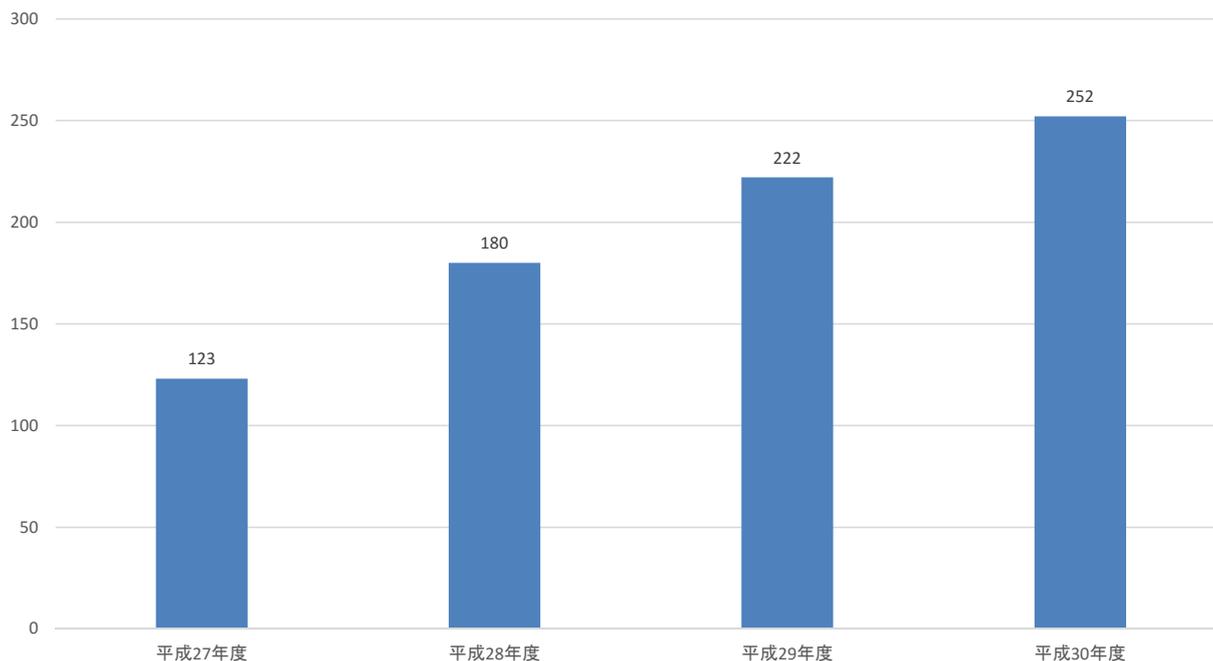
【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①**実務家教員や実務家による授業** (専攻分野における概ね5年以上の実務経験)
 - ②**双方向若しくは多方向に行われる討論** (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③**実地での体験活動** (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④**企業等と連携した授業** (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)**

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※大学等からプログラムの公募を行い、**261課程を認定**(令和元年5月現在)

- 認定制度が開始された平成27年度は123件のプログラムが認定され、その後も増加し、平成30年度で252件のプログラムが認定されている。



※文部科学省調べ

◆柔軟に学位取得できる教育課程の実施例

- 平成24年度から28年度にかけて、「大学院への飛び入学」を受け入れた大学は49大学から56大学へ、学部の「早期卒業」を行った大学は47大学から60大学へ、「長期履修制度」を置く大学は364大学から437大学へ、「履修証明プログラム」を開設している大学は72大学から135大学へとそれぞれ増加しており、学位取得の弾力化に係る制度の利用が進んでいる。
- 各大学において、夜間・土日の開講や柔軟な就学期間の設定など、社会人が学びやすい教育研究環境の構築に取り組んでいる。

社会人向け大学院の実例： 筑波大学・東京キャンパス社会人大学院（夜間）

筑波大学は東京・茗荷谷に所在する東京キャンパスにおいて、社会人を対象として全国最初の夜間大学院を設置（修士課程・平成元年、博士課程・平成8年）。ビジネス科学研究科と人間総合研究科の修士・博士・専門職大学院課程、計8専攻が置かれる。

- 夜間及び土曜日に限定された開講時間帯設定となっており、働きながら修士や博士の学位取得が可能。
- 複数教員によるグループ指導や、研究発表の段階ごとに目標設定を行う「ステージ制」により学生一人ひとりのペースに合わせ論文執筆の進捗管理を行う、あるいはコースワークを重視し集中的に科目を履修する期間、論文作成に充てる期間を明確化し自ら履修計画を立てやすくするカリキュラムとするなど、履修上社会人に必要な事項に配慮
- ビジネス、法学、心理・保健・医療・教育・福祉、スポーツウェルネス等、多様な専門職業人育成が可能な大学院として、積極的に活動。一部専攻では、長期履修制度を取り入れている。



社会人向け大学院の実例： 金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科

金沢工業大学は石川県に所在する理工系総合私立大学。港区虎ノ門に社会人を対象とした修士課程を置く。修学内容に即し、「経営管理」と「知的財産マネジメント」の2種類の学位を出す。

- 平日夜間と土日開講を組み合わせ、就学期間も最短1年～最長3年の間で学位取得が可能。1単位当たりの学費設定（単位授業料制）と併せ、自らのビジネス・キャリアを中断することなく、学生個々人の事情に合わせて修学可能なシステムを構築
- 授業の復習等のためにVOD（ビデオ・オン・デマンド）システムを備え多くの科目をキャンパス外でも視聴可能としているほか、自習スペース・ラウンジ・図書等を整備し、人的ネットワークの構築、自由な時間での学習など、社会人特有のニーズに対応した施設・設備を整備
- 学生により授業評価アンケートを実施、①カリキュラム・授業内容の改善、②授業担当教員の評価、③学生の履修状況の把握等に活用
- 修了者に対しても、殆どの科目について科目履修を認めているほか、自主的な勉強会・研究会の開催等のために施設の利用が可能



学位授与式の様子

※平成31年第4回経済財政諮問会議（平成31年3月27日）配布資料

教育訓練給付制度の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (平成26年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (平成10年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円)を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円)を追加支給。	○ 受講費用の 20% (上限年間 10万円)を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,133講座(平成30年4月時点) * 累計新規指定講座数 2,765講座 * ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数	11,299講座(平成30年4月時点)
受給者数	13,229人(平成29年度実績) / 28,718人(制度開始～平成29年度)	99,978人(平成29年度実績)
対象講座指定要件(講座の内容に関する主なもの)	次の①～⑥の類型のいずれかに該当し(〔 〕内は講座期間・時間要件)かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間】 受給率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ② 専門学校等の職業実践専門課程(商業実務、経理・簿記等) 【2年】 就職・在職率の実績が一定以上 ③ 専門職大学院(MBA等) 【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 就職・在職率、認定評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 ④ 職業実践力育成プログラム(子育て女性のリカレント課程等) (*平成28年4月から適用) 【正規課程: 1年以上2年以内、特別の課程: 時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率(正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率)の実績が一定以上 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (*平成28年10月から適用) 【時間が120時間以上(ITSレベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ期間が2年以内】 受給率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座(*平成30年4月から適用) 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上	次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) ※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。
	【教育訓練支援給付金】専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給(平成33年度末までの暫定措置)。	指定講座例 ○ 輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係(介護職員初任者研修等) ○ 専門的サービス関係(社会保険労務士、税理士、司法書士等) ○ 情報関係(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係(簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係(宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係(技能検定等) ○ その他(大学院修士課程等)

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の**50%**(上限年間**40万円**)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の**20%**(上限年間**16万円**)を追加支給

＜支給要件＞

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数:742講座
例)商業実務、経理・簿記等

③専門職学位課程
講座数:77講座
例)MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数:94講座
例)特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座
講座数:16講座
例)クラウドIoT等

● 教育訓練給付金の対象となる講座は増加しているが、昼間課程の講座が多いのに対し、受講者の希望は、夜間・土日・通信課程に偏っており、需給のミスマッチが存在。

教育訓練給付金対象講座の推移



専門実践教育訓練の開講形態別講座・受給者数

○夜間土日型、通信課程を利用する者が多く、これらの講座を増やすよう働きかけが必要。

講座類型	昼間課程	夜間課程	土日課程	通信課程	計
指定講座数 (H29年4月時点)	2,066	170	85	96	2,417
実受給者数 (H29年9月時点)	6,484人	2,178人	2,381人	4,711人	15,754人

専門実践教育訓練（受講費用の最大7割を支給）2,417講座

- ① 看護師・准看護師、社会福祉士などの養成課程の講座
- ② 情報処理安全確保支援士など高度なIT資格の取得や、AI・IoT、データサイエンスなど最先端・高度ITスキルの習得のための講座
- ③ 子育て女性のリカレント課程などの講座
- ④ 専門職大学院の講座(MBAなど)

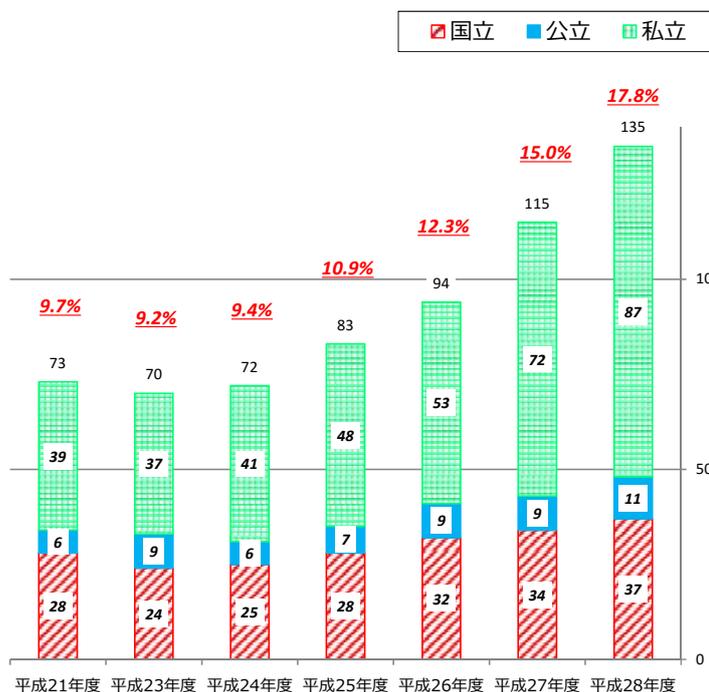
一般教育訓練（受講費用の2割を支給）10,305講座

- ① 大型自動車、フォークリフトなどの運転免許取得のための講座
- ② 介護福祉士実務者研修などの福祉関係の講座
- ③ 社会保険労務士、税理士などの受験講座
- ④ 簿記、英語検定など事務関係の受験講座
- ⑤ プログラミング、ウェブデザインなど情報関係の受験講座

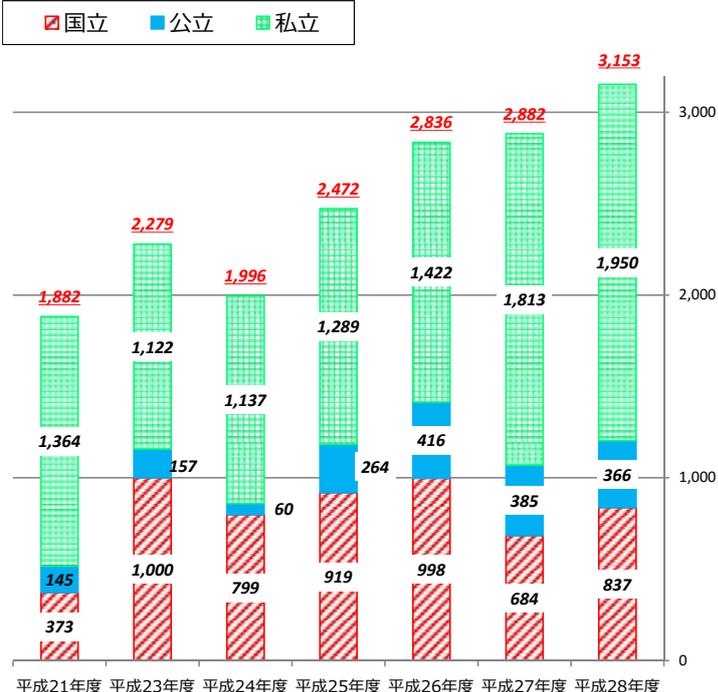
履修証明プログラムの実施状況

● 履修証明プログラムを開設している大学数、証明書交付者数は、増加してきているが、平成27年度実績で、全大学の約18%で開設、約3,200人に交付している。

【大学全体】履修証明プログラムを開設している大学



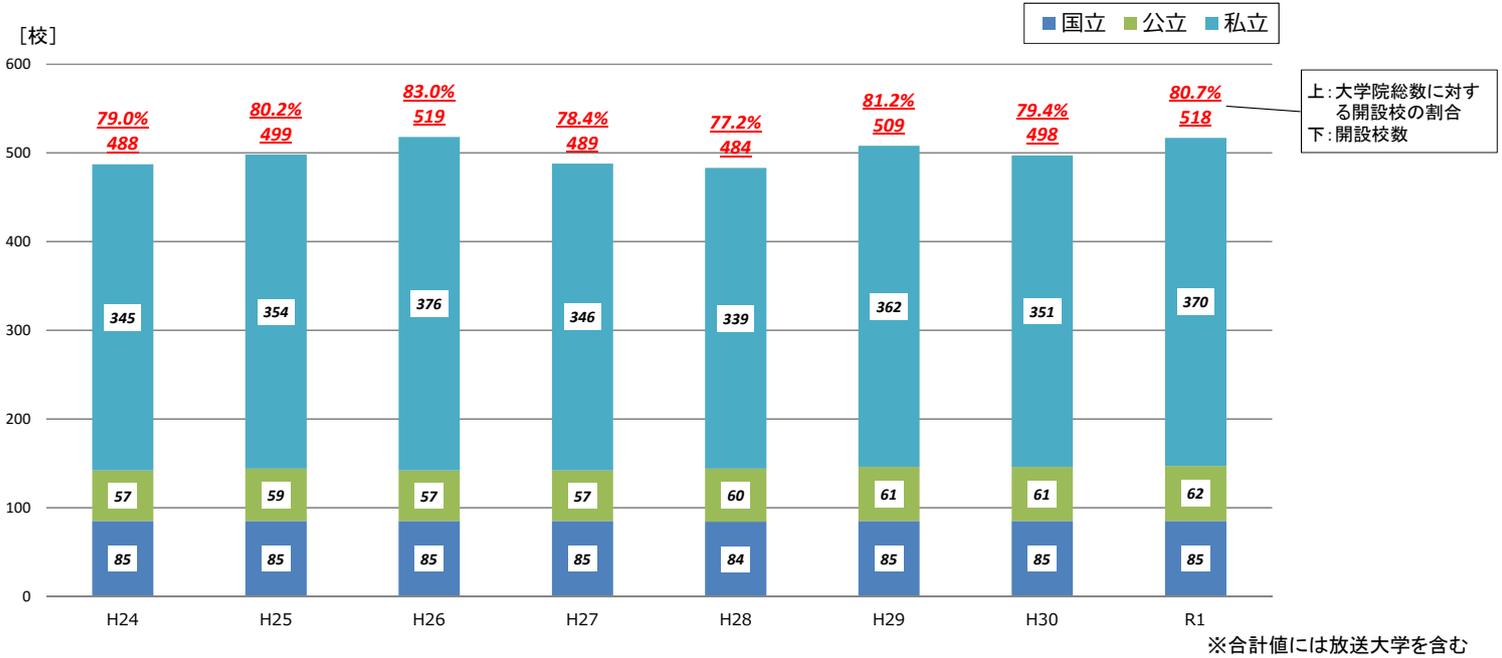
【大学全体】履修証明プログラムの証明書交付者数



「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)より。
平成22年度調査は、東日本大震災の影響を考慮し実施せず。

- 科目等履修生制度を開設している大学院数は、全体の約8割、500校前後で推移している。

【科目等履修生制度を開設している大学院数】



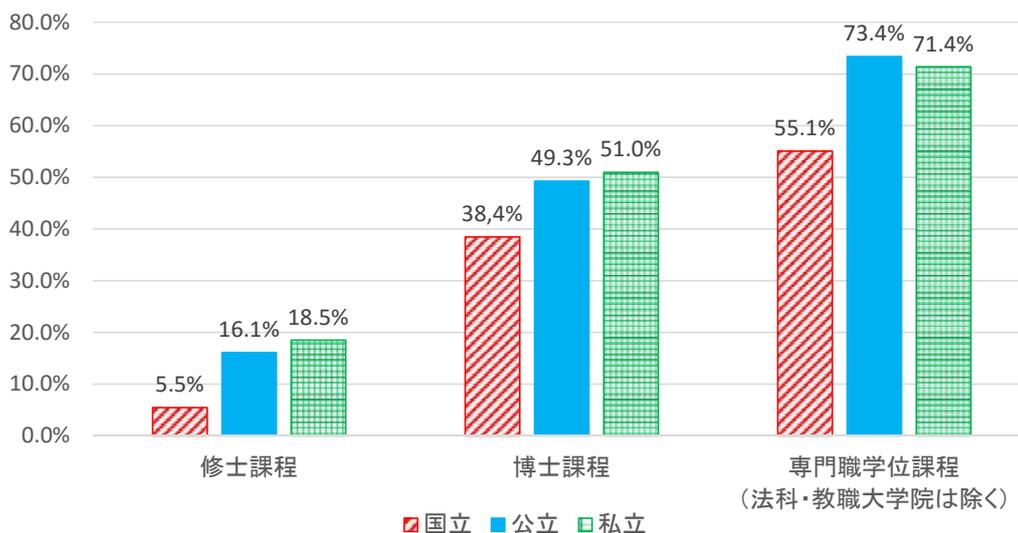
「2019年度科目等履修生制度の開設大学一覧」(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)より作成

④大学院におけるリカレント教育

社会人入学者の割合(課程別・国公私別)

● 社会人入学者の割合は、国公私ともに、専門職学位課程、博士課程、修士課程の順で高く、国公私別では国立が低い。

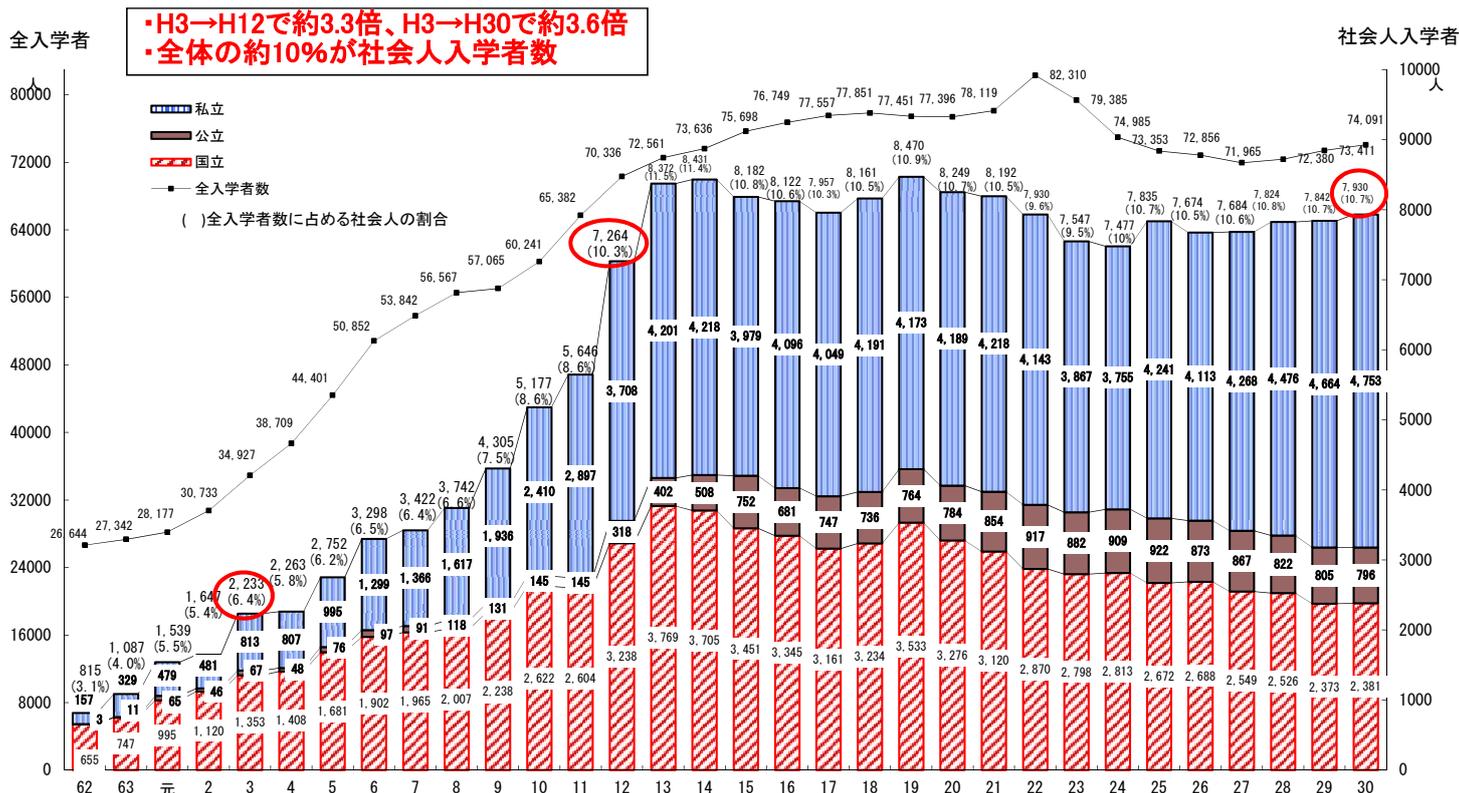
	国立	公立	私立	計
修士課程	5.5% (2,381人)	16.1% (796人)	18.5% (4,753人)	10.7% (7,930人)
博士課程	38.4% (3,727人)	49.3% (520人)	51.0% (2,121人)	42.7% (6,368人)
専門職学位課程 (法科・教職大学院は除く)	55.1% (434人)	73.4% (193人)	71.4% (2,075人)	68.3% (2,702人)



出典:平成30年度学校基本統計

修士課程への社会人の受入れ状況

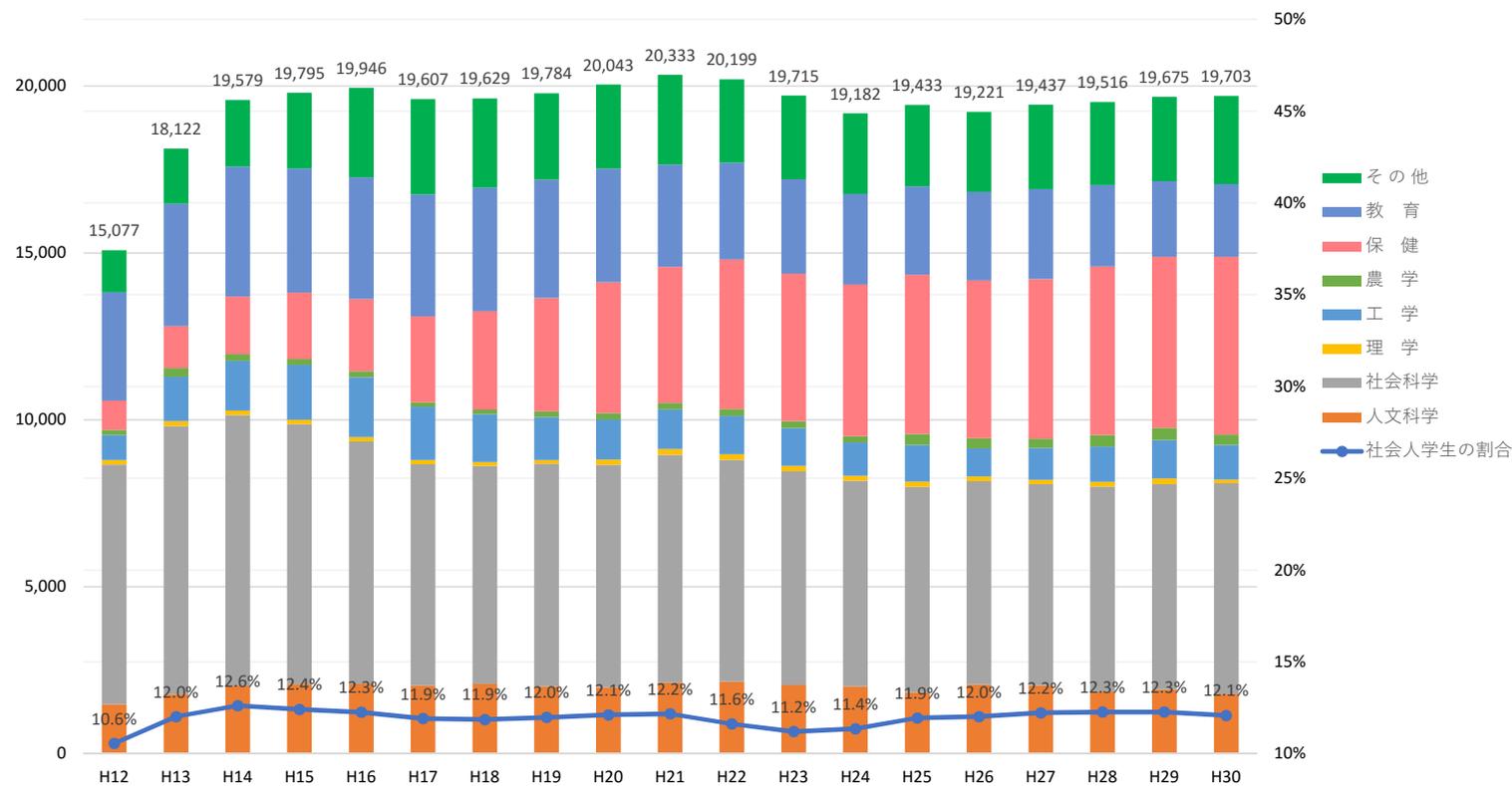
● 修士課程への社会人の受入れ数は、大学院の拡充に合わせて大幅に拡大したが、近年は減少傾向。



出典:平成12年以降 学校基本統計、それ以前は大学振興課調べ

■ 修士課程に在籍する社会人学生数(分野別推移)

- 修士課程に在籍する社会人学生数は、近年は約20,000人、全学生に対して約12%前後で一定している。
- 分野ごとでは、保健分野が増加している。

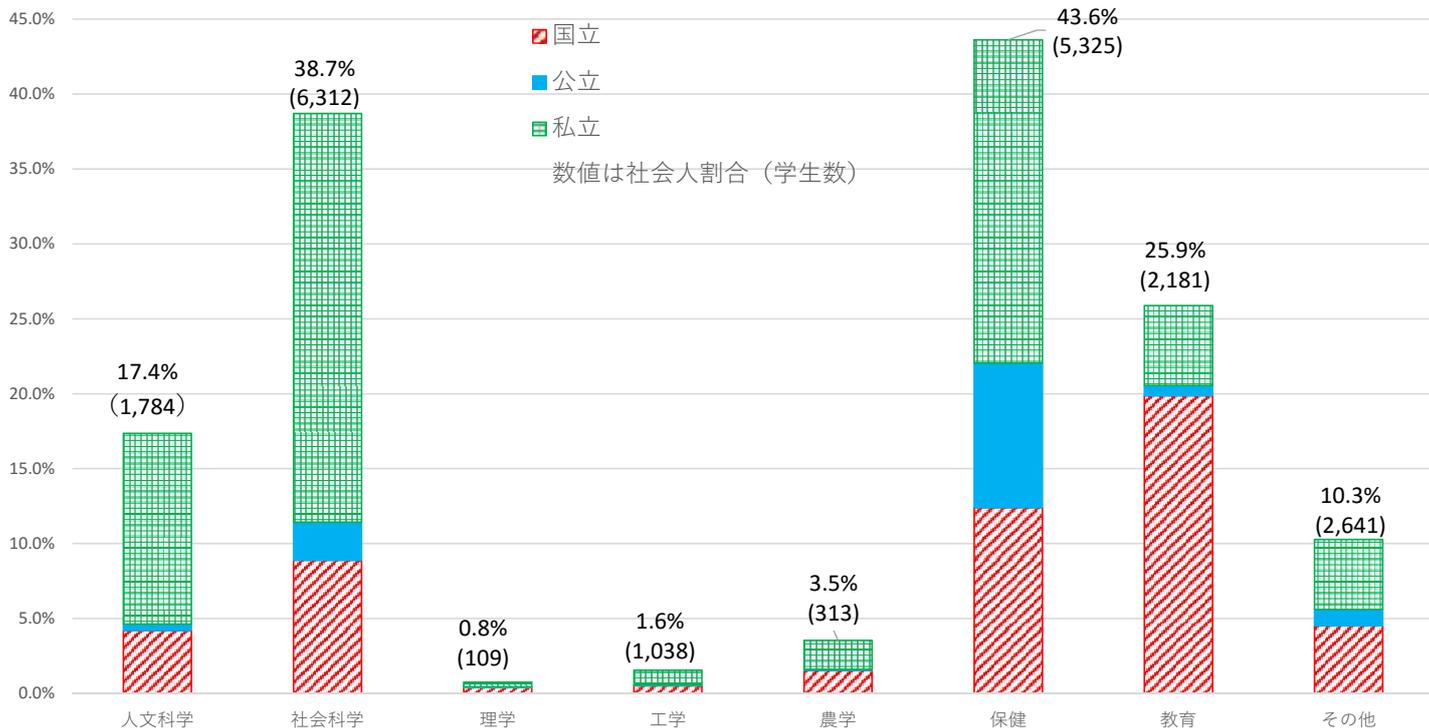


出典: 学校基本統計

■ 修士課程への社会人の受入れ状況(分野別・国公私別)

- 社会人の割合は、国立及び公立では教育分野が最も高く、理学分野が最も低い。
- 私立は、社会科学分野が最も高く、理学分野が最も低い。

平成30年5月1日現在の修士課程在学者、うち社会人の割合(学生数)

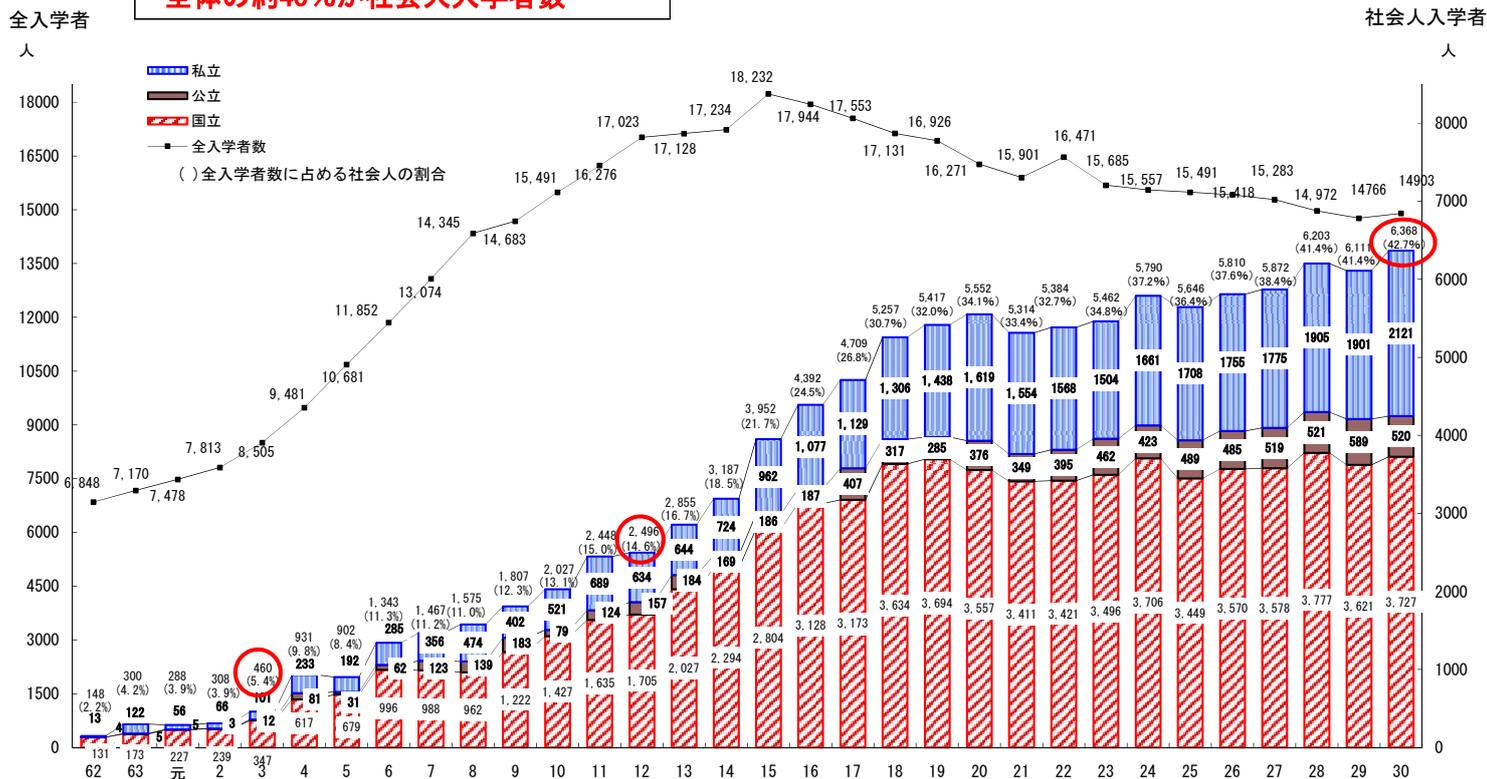


出典: 平成30年度学校基本統計

博士課程への社会人の受入れ状況

- 博士課程への社会人の受入れ数は、大学院の拡充に合わせて大幅に拡大したが、近年はほぼ横ばい。

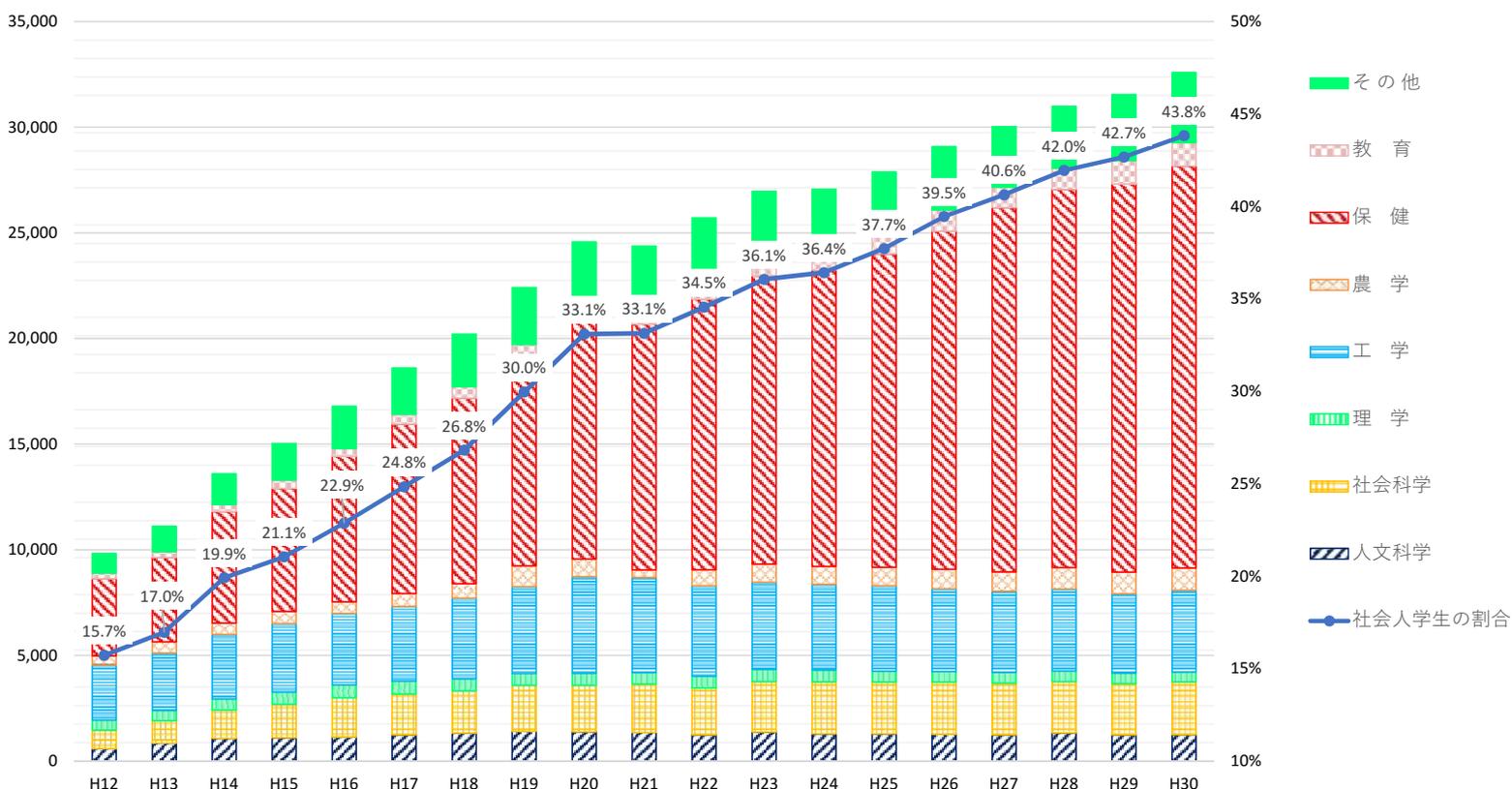
・H3→H12で約5.4倍、H3→H30で約13.8倍
 ・全体の約40%が社会人入学者数



出典: 平成15年以降 学校基本統計、それ以前は大学振興課調べ

博士課程に在籍する社会人学生数(分野別推移)

- 近年、博士課程における社会人学生は、大きく増加しているが、そのほとんどは保健分野の学生となっている。産業界と関連の深い工学分野の学生は、平成12年度と比較すると増加しているが、平成20年度をピークに徐々に減少している。

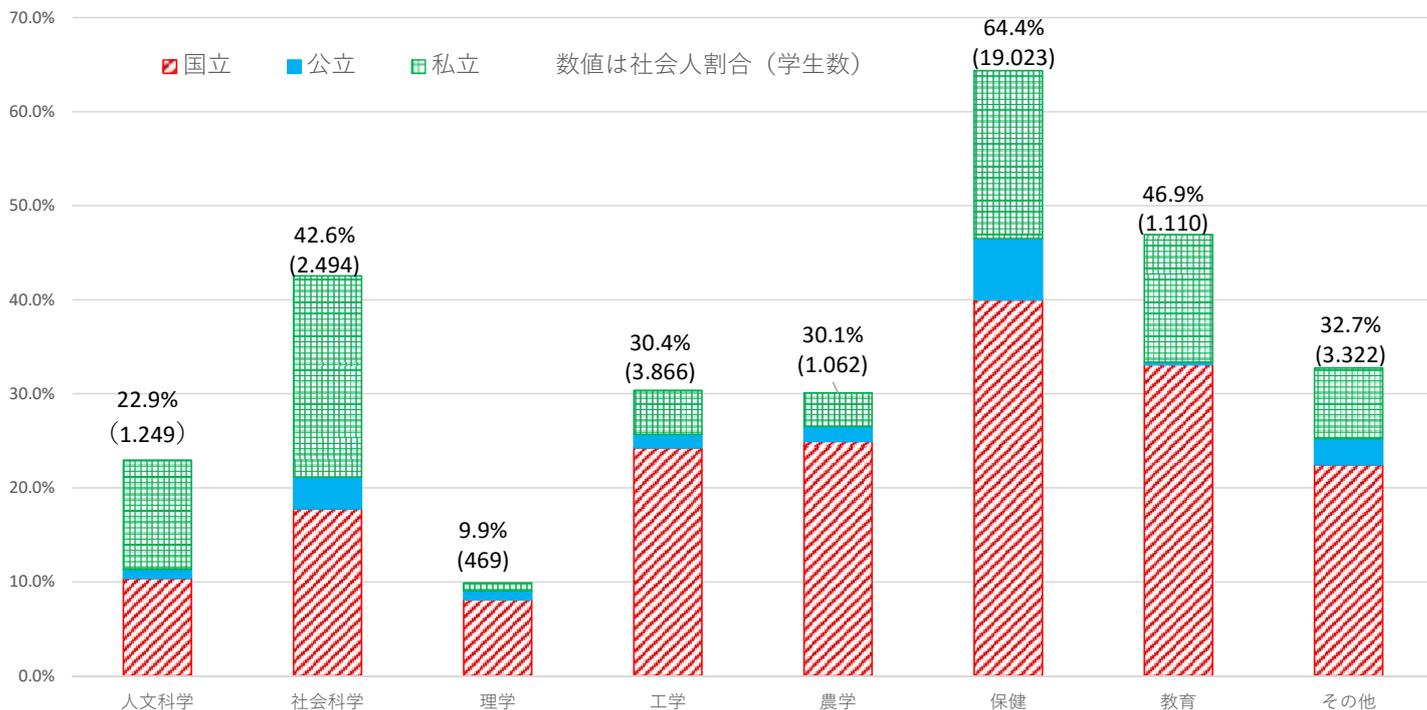


出典: 学校基本統計

博士課程への社会人の受入れ状況(分野別・国公立別)

- 社会人の割合は、国立では保健分野が最も高く、理学分野が最も低い。
- 公立は保健分野が最も高く、教育分野が最も低い。
- 私立は、社会科学分野が最も高く、理学分野が最も低い。

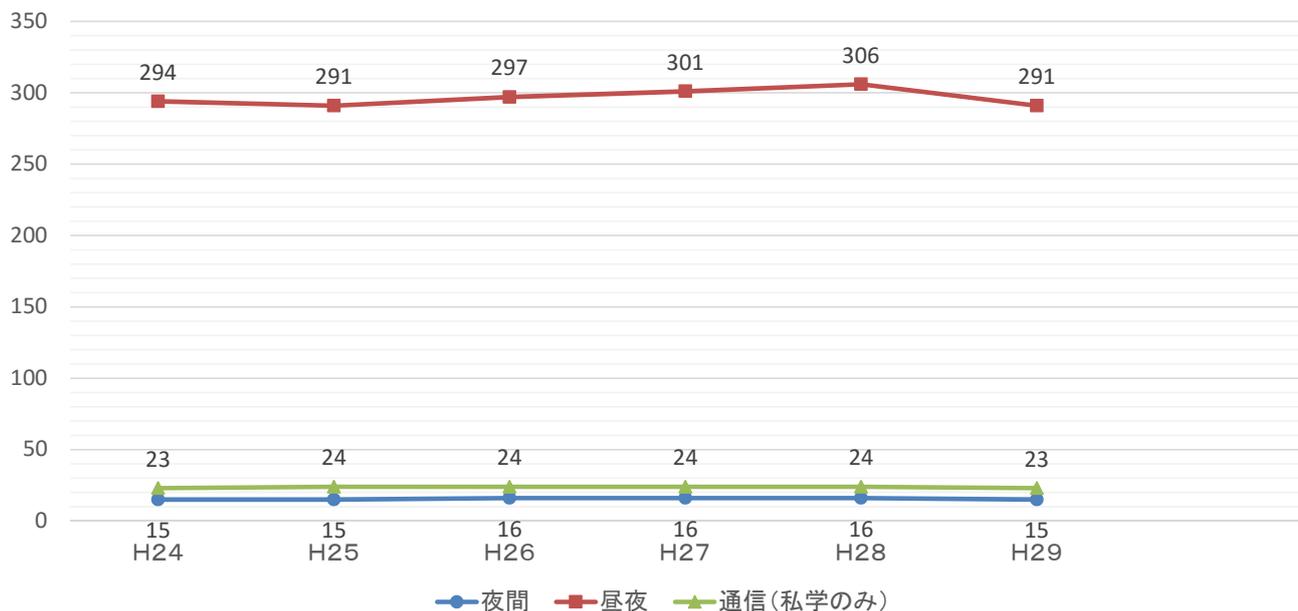
平成30年5月1日現在の博士課程在学者、うち社会人の割合(学生数)



出典:平成30年度学校基本統計

夜間部・昼夜開講・通信教育実施大学数(修士)

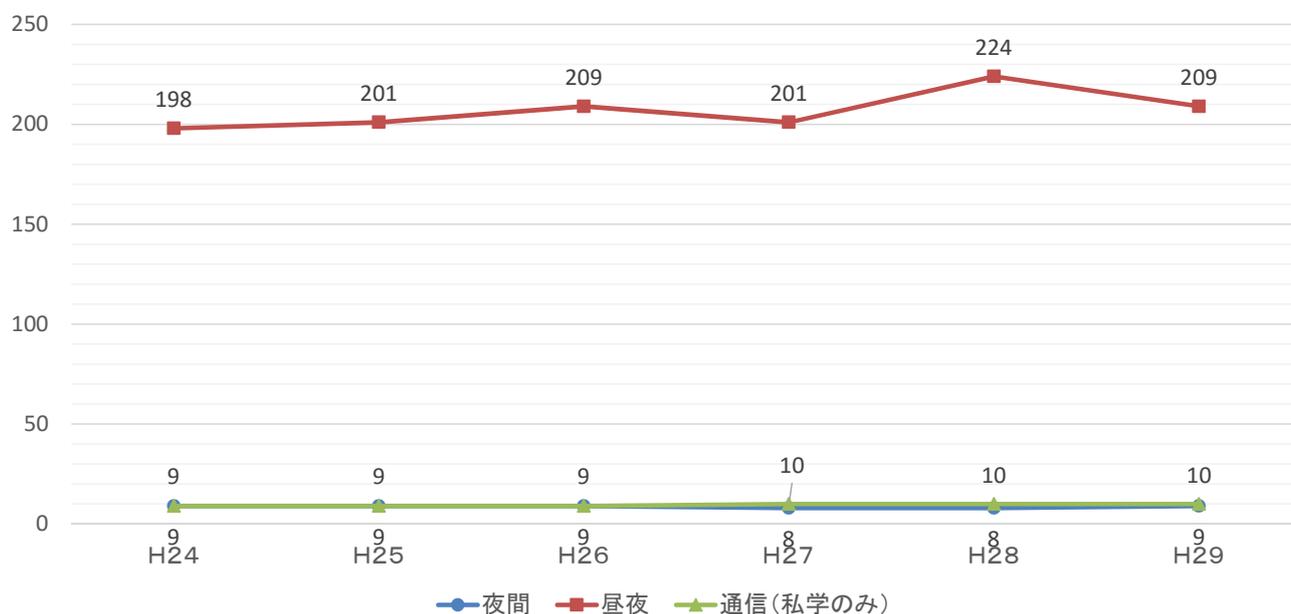
- 昼夜開講を実施している大学数は、平成28年度まで増加傾向であったが、平成29年度は減少に転じている。



出典:大学一覧

■ 夜間部・昼夜開講・通信教育実施大学数(博士)

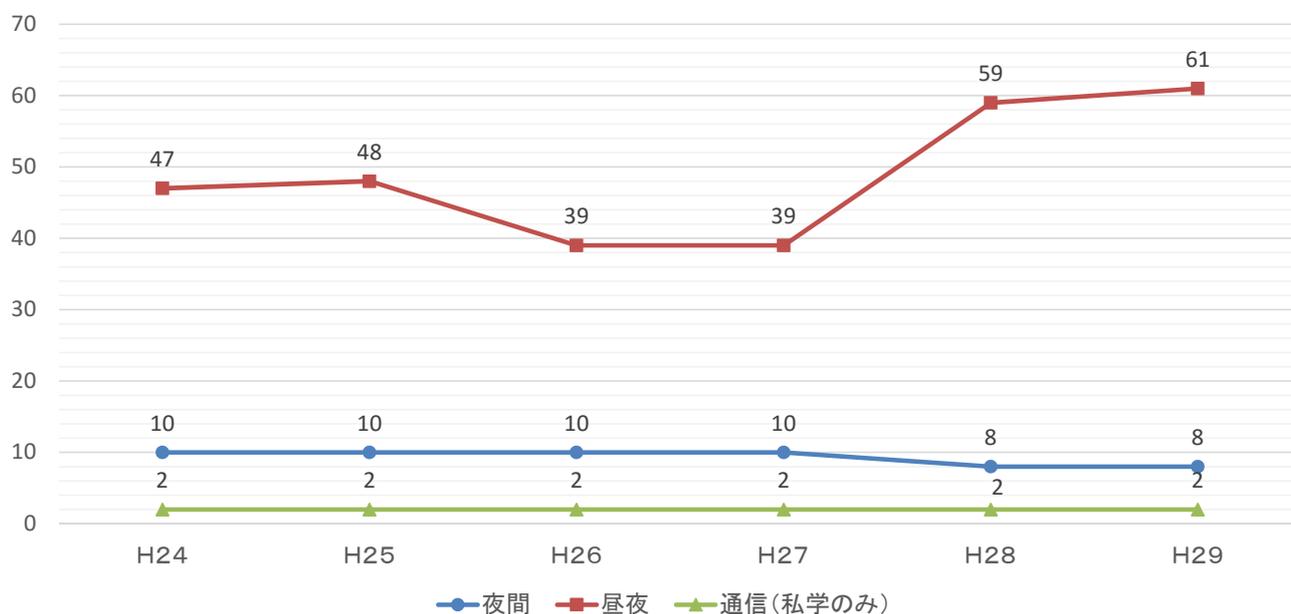
● 夜間部・昼夜開講・通信教育を実施している大学数は、全体的にほぼ横ばいである。



出典: 大学一覧

■ 夜間部・昼夜開講・通信教育実施大学数(専門職大学院)

● 昼夜開講を行っている大学数は、平成27年度まで減少傾向であったが、平成28年度は増加に転じている。



出典: 大学一覧

■ 専門職大学院における社会人比率(在学者数)

- 専門職大学院における社会人比率は増加しており、特にビジネス・MOT分野における社会人比率は、平成30年度では9割を超える。

社会人学生への学習機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割。

分野別の社会人比率(在学者数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ビジネス・MOT	81.1%	83.0%	85.3%	87.9%	88.4%	89.7%	89.2%	91.0%
会計	29.5%	31.0%	33.2%	38.3%	43.6%	42.2%	40.3%	39.6%
公共政策	38.4%	38.7%	37.4%	40.4%	37.5%	35.8%	38.1%	34.0%
公衆衛生	72.3%	63.9%	66.7%	75.8%	74.7%	84.5%	77.6%	64.7%
知的財産	36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%	39.2%	28.1%	28.2%
臨床心理	25.0%	23.3%	20.4%	15.8%	18.2%	18.6%	16.6%	14.5%
法科大学院	23.1%	22.8%	21.6%	20.7%	19.6%	19.2%	20.2%	20.9%
教職大学院	46.0%	46.3%	45.0%	44.9%	45.4%	47.1%	47.5%	47.9%
その他	47.4%	37.5%	37.8%	40.5%	37.4%	43.3%	44.7%	43.2%
合計	40.1%	41.3%	43.7%	47.2%	49.0%	51.9%	53.0%	54.0%
(参考)修士課程	11.2%	11.4%	11.9%	12.0%	12.2%	12.3%	12.3%	12.1%

※「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※文部科学省調べ H30年5月現在の状況
※法科大学院、修士課程の社会人比率は学校基本調査より

46

■ 専門職大学院における社会人学生への学習機会の提供

- 社会人学生への配慮として、「社会人に配慮した入学者選抜の実施」及び「勤務時間に配慮した授業時間の設定」については5割を超える専攻で実施されているが、「サテライト・遠隔授業システムの整備」、「短期コースの設定」及び「メディアを利用して行う授業の設定」の実施率は1～2割程度と低い。

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

- ①社会人に配慮した入学者選抜
社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施
- ②夜間開講
社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施
昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある
- ③サテライトキャンパス
仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設
- ④短期コース
社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能
- ⑤メディアを利用して行う授業の設定
社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施

	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT(35)	80.0% (28)	85.7% (30)	45.7% (16)	31.4% (11)	28.6% (10)
会計(12)	66.7% (8)	75.0% (9)	25.0% (3)	41.7% (5)	16.7% (2)
公共政策(7)	85.7% (6)	28.6% (2)	14.3% (1)	71.4% (5)	0.0% (0)
法科大学院(53)	18.9% (10)	20.8% (11)	9.4% (5)	-	-
教職大学院(54)	72.2% (39)	70.4% (38)	16.7% (9)	25.9% (14)	13.0% (7)
その他(30)	73.3% (22)	60.0% (18)	16.7% (5)	33.3% (10)	20.0% (6)
計(191)	59.2% (113)	56.5% (108)	20.4% (39)	23.6% (45)	13.1% (25)

※括弧内の数字は専攻数を表す。
※募集停止中の専攻を含む。

※文部科学省調べ 平成30年5月現在の状況

47